特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関 する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県教育委員会は、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野県教育委員会

公表日

令和1年6月26日

I 関連情報

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	概要 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)及び特別支援学校特別支援教育 就学奨励費支給要綱(昭和55年9月5日教育長通知)等に基づき、特別支援学校へ就学している幼児、 児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のための必要 な経費を補助し、もって特別支援教育の普及奨励を図る。 内容 ①特別支援学校に在籍する児童等の保護者が、負担金及び補助金の対象となる児童等を決定するために必要な書類(収入額・需要額調書、所得証明書等)を提出する。 ②特別支援教育課(特別支援学校)は①の書類を審査し、支弁区分を決定し保護者に通知する。 ③保護者は就学に係る通学費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎居住経費等について領収書等を添付して給付の申請をする。 ④特別支援学校は保護者から申請があったら、保護者が費用負担している実態及び支給対象か否か について領収書等で確認をし、支弁区分に応じた限度額内で支給する。
③システムの名称	就学奨励費支給管理システム(Access)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル	
特別支援教育就学奨励費支約	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の項番26 〇番号法第9条第2項及び個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年長野県条例第43号。以下「番号利用条例という。)第2条第1項 別表第一の項番10
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の項番26及び項番87 ○番号法第19条第8号及び番号利用条例第4条第1項 別表第3の項番8(長野県機関内に限る) 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の項番37 ○番号法第19条第8号及び番号利用条例第2条第3項 別表第2の項番19
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	長野県教育委員会事務局特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長 坪井 俊文
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
9 株字個人棒級ファイル	
8. 特定個人情報ファイル連絡先	の取扱いに関する問告を 〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下692-2 県庁8階 長野県教育委員会事務局特別支援教育課 TEL:026-235-7432(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成30年3月31日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	30年3月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	- 云(委託や情報提供ネットワーク?	ンステムを通じた提供	țを除く。) [O]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I -1-②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)及び特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給要綱(昭和55年9月5日教育長通知)等に基づき、	事前	番号利用条例事務の追加に伴う記載の変更になるため重要な変更に該当する。
平成29年12月18日	I−3−法令上の根拠	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」いう。)第9条第1項 別表第一の項番26 〇番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の項番26 〇番号法第9条第2項及び個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年長野県条例第43号。以下「番号利用条例という。)第2条第1項 別表第一の項番10	事前	番号利用条例事務の追加に伴う記載の変更になるため重要な変更に該当する。
平成29年12月18日	I−4−②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 〇番号法第19条第7号 別表第二の項番26及 び項番87 〇番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令第19条第1項及び第44条第1項 【情報照会の根拠】 〇番号法第19条第7号 別表第二の項番37 〇番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令第23条	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の項番26及 び項番87 ○番号法第19条第8号及び番号利用条例第4 条第1項 別表第3の項番8(長野県機関内に限 る) 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号 別表第二の項番37 ○番号法第19条第8号及び番号利用条例第2 条第3項 別表第2の項番19	事前	番号利用条例事務の追加に 伴う記載の変更になるため重 要な変更に該当する。
平成29年4月1日	Ⅰ-7請求先	地方事務所行政情報コーナー	地域振興局行政情報コーナー	事後	組織の名称変更に伴う記載の 変更になるため重要な変更に 該当しない。
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	-	新規追加	事前	番号利用条例事務の追加に 伴う記載の変更になるため重 要な変更に該当する。